



まちづくりのすすめ

第26回 地域住宅交付金制度の創設

北海道開発局 事業振興部都市住宅課

地域の住宅政策を、自主性と創意工夫を活かしながら、総合的・計画的に推進するための支援制度として、本年8月1日に施行された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）」に基づき、「地域住宅交付金」制度が創設されました。

地域住宅交付金は、公営住宅建設事業等の既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体が自由に相互に使えるよう使い勝手を向上するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて独自に実施しようとする取組を支援し、地方公共団体が行政区域等地域全体における総合的な住宅政策を推進することを目的としており、都道府県または市区町村が地域住宅計画（計画期間は概ね5年以内）を提出し、計画に基づく事業に対し、その事業費のおおむね45%を国が助成するもの（住宅地区改良費の助成率は現行と同じ）です。

交付対象事業としては、次のとおりです。

①基幹事業

公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の整備、密集住宅市街地の整備などの地域の住宅政策のための中心的事業

- ・公営住宅建設等事業
- ・住宅地区改良事業等
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整

備型）

- ・都心共同住宅供給事業（3大都市圏のみ）
- ・優良建築物等整備事業
- ・住宅市街地基盤整備事業

②提案事業

地方公共団体独自の提案に基づく、地域の住宅政策に実施に必要な事業で、基幹事業の効果を増大する事業

（例）

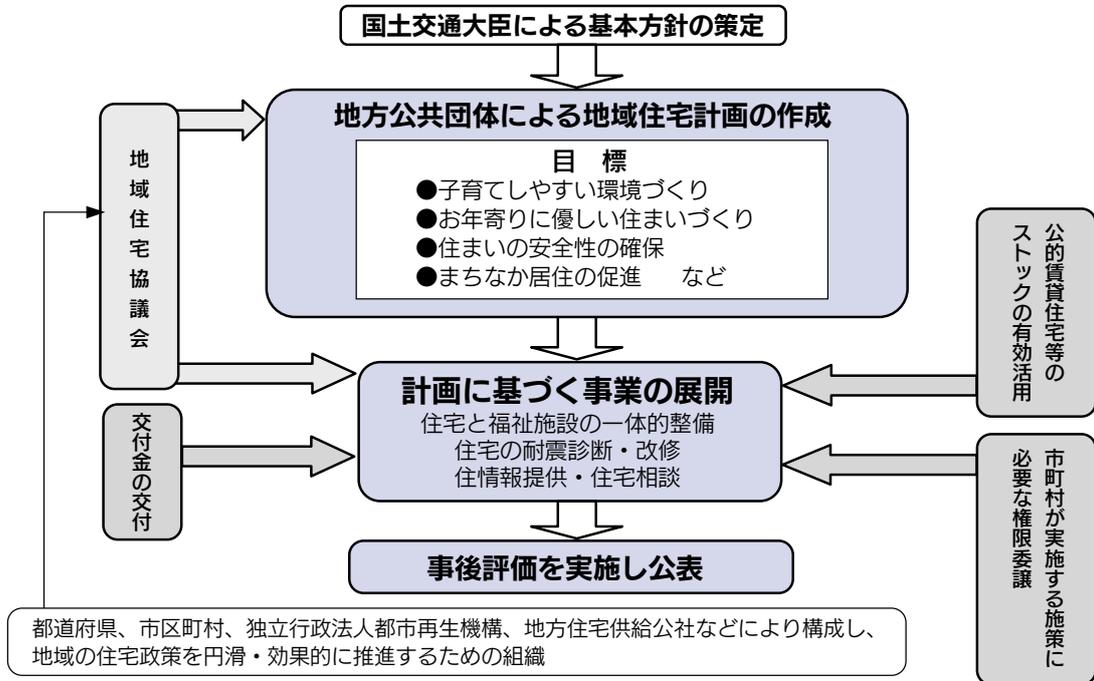
- ・公営住宅等の関連施設等整備（緑地、給水施設、排水処理施設等）
- ・公営住宅等の駐車場整備
- ・公営住宅等の関連事業（住宅相談・住情報提供、移転費助成等）
- ・民間住宅の耐震改修・建替え
- ・公営住宅等の整備と一体的に行われる社会福祉施設等の整備
- ・民間による低所得者向けの賃貸住宅の整備

<地域住宅交付金を活用した住まいづくり>

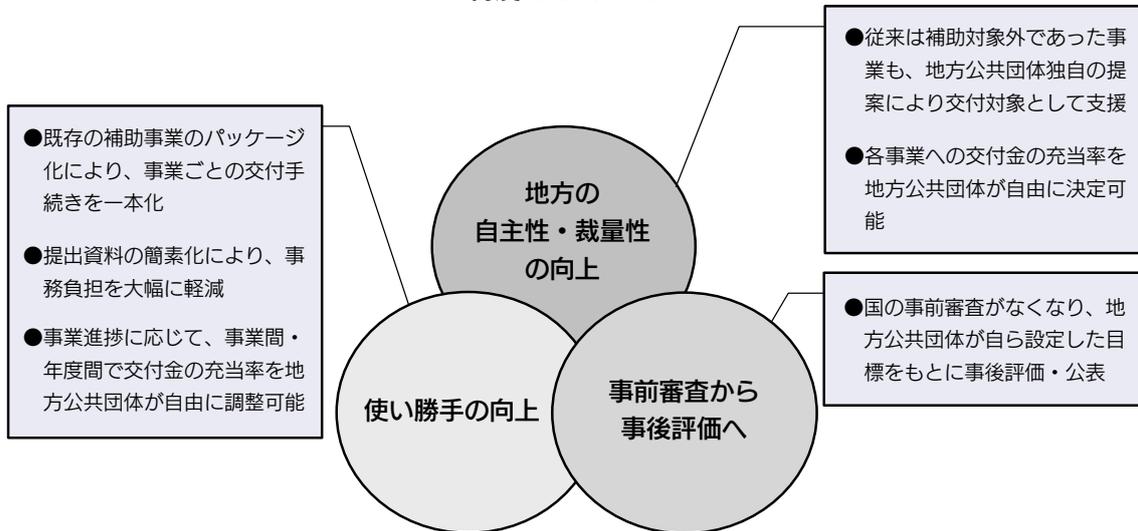
- にぎわいのある住まいづくり
 - ・まちなか居住の推進（中心市街地活性化等）
 - ・コミュニティ施設・広場等の整備
 - ・空ビル・施設の転用による住宅供給
- 地方定住促進の住まいづくり
 - ・若者向け、新婚向け住宅
 - ・UJIターン者用住宅
 - ・空き家を活用した定住促進
- 子育て支援の住まいづくり
 - ・ファミリー向け賃貸住宅
 - ・保育所などの子育て支援施設整備
- 地域・文化を活かした住まいづくり
 - ・木造等地域材を活用した住宅供給
 - ・克雪住宅の普及、供給促進
 - ・美しい住まいづくり（電線類の地中化・まちなみ保全等）
- 高齢者・福祉の住まいづくり
 - ・住宅と福祉施設の一体的整備
 - ・ケア付高齢者向け住宅、障害者向け住宅
 - ・高齢者の住宅相談・住み替え支援
 - ・バリアフリーリフォーム
- 環境に配慮した住まいづくり
 - ・住宅と一体となって整備する道路・公園・駐車場等の整備
 - ・環境共生の住まいづくり（緑化、中水道、省エネ住宅等）
- 安心と安全の住まいづくり
 - ・住宅の耐震診断・改修
 - ・密集市街地の整備
- 情報提供 他
 - ・住情報提供・住宅相談、調査、PR活動
 - ・既存ストック・民間活力の活用 等

地方公共団体は、計画期間終了後に計画の目標の達成状況等の評価を行い、結果を公表するとともに、国土交通大臣に報告することとなります。

<地域住宅交付金活用の流れ>



<制度のポイント>



北海道開発局 事業振興部都市住宅課では、月2回、まちづくりに関する情報が掲載されている「まちづくりメールニュース」を発行しています。

配信を希望される方は、以下のアドレスに希望する旨のメールを送付していただければ配信いたします。

北海道開発局 事業振興部都市住宅課 まちづくり相談窓口
E-mail: machidukuri@hkd.mlit.go.jp